

第1回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会

日 時 令和4年9月12日（月）

政治倫理審査会（対象議員：森山喜久議員）終了後
場 所 第2委員会室

次 第

- 1 議長あいさつ
- 2 正副会長の選出について
- 3 審査請求書について
- 4 今後の審査方法について
- 5 その他

様式第3号(第2条関係)

令和4年8月30日

山陽小野田市議会

議長 高松秀樹様

山陽小野田市議会議員

中岡英二
伊東

請求者 山陽小野田市議会議員

伊場勇
伊場

山陽小野田市議会議員

吉本政志
吉本

(議員定数の8分の1以上の議員の連署)

調査請求書

山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

調査請求の対象となる議員の氏名	矢田松夫
調査請求の対象となる事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例 第3条第1号
調査請求の対象となる事由の内容	<p>1 矢田議員は、議会の制度を知らない市民を利用し、議会の名誉を損ねたこと。我々が議員として関わるときにその記載事項や内容について市民に説明をして納得の上で提出することが求められていることは言うまでもない。まさに政治倫理の問題であること。</p> <p>2 申請書の横領違反容疑という文言を市民が発したかのような表現により、その市民の人格が疑われることとなったこと。</p> <p>3 矢田議員は政治倫理審査会がどのような機関であるか認識しているにもかかわらず、</p>



	<p>さも市民が元々求めていた金員の返金が実現できるかのように虚偽の説明をしたことは、その目的が何であれ市民を騙す行為であり政治家として許されないこと。</p> <p>4 矢田議員は、議会の制度を知らない市民を利用することにより同僚議員の名誉を損ねたこと。このことは提出者である市民が審査会の申請書を取り下げたことを鑑みれば、求めていた内容と違うことの証明であり、そのことによって議員の名誉を傷つけたこと。</p>
調査請求の対象となる事由を証する資料の名称（資料は別添のとおり）	市内の政治団体により制作された意見広告

(注) 請求者は、自署し、押印すること

政経ジャーナル

森山議員への政治倫理審査会請求の真実

令和4年8月22日 [氏] 氏から議長宛に市議会政治倫理条例による調査請求書が提出されました。その調査請求の内容は森山喜久議員による「業務上横領違反容疑」ということでした。

本会、政経フォーラム21がこの件を取材するに至った理由は以下によることからです。

- 1、現職議員の横領事件が事実であれば決して許されることではないこと。
- 2、マスコミから森山議員の横領事件の検査が警察によって行われているという報道もない中で、何故「横領」という容疑者のような扱いの表現になっているのかということ。
- 3、事実だとすればまさに刑事事件であり、検査当局の役割となるところであるはずが議会に対しての調査依頼というよくわからない取り扱いをしていること。

のことから当事者の2人、上記の[氏]と森山氏への取材を敢行した。

まず[氏]を訪ね取材した。ポイントは森山氏が自治会員から徴収した大金を2年間もの間、通帳に入れていたことについて、現金は決算までに全額確認済みとのこと。また、辻謹の合はない187,000円については森山氏より回収したいとのことでした。

受けた印象としては[氏]のその姿勢は純粋なものであり特段の違和感は感じませんでした。

そこで2について[氏]に確認。

本紙「横領違反容疑というキーワードはいかにも警察が検査をしているイメージと受け止められるが警察にも告発されているのか」。[氏]「昨日(24日)、警察が2名家に来たので内容について説明した。その時に警察から告発するかを聞かれたが、告発の考えはないことを伝えた」とのことでした。

黒幕が存在か?

では何故横領という言葉を使ったのか聞いたところ、「新聞社にも私は一度も横領という言葉を使ったことはない。山口新聞に説明をしたら勝手にこの言葉が使われていた」と強く否定されました。

ならば何故新聞社が横領というキーワードを使ったのかを訪ねると「それは山口新聞が勝手に書いたこと」との話でした。[氏]

は「私は横領という言葉はこれまで一度も使ったことがない」とさらに強く念押しをされたので、政治倫理審査会の請求書に横領という言葉は使ってないか尋ねたところ、「使っていない」と断言された。その態度はとても自然でした。

そこで念のため審査請求書の確認を申し出たところ、本日(25日)事務局で控えをもらってきたとのことで躊躇なく開示されました。しかし見てみるとそこには「森山喜久議員」「業務上横領違反容疑」と明確に記載されていました。

黒幕は同僚の市議会議員

本紙「推定無罪のものに対して、警察への告発もなく、検査もない中で横領違反容疑という表現は、市民に対していかにも検査が進んでいる容疑者であるかのような表現で問題があると考えます。そしてこれは市民の権利の乱用に当たるのではないかと感じています。森山氏の問題とは別にこれは記事として書かせていただくことになります」と[氏]に指摘しました。大変驚いた様子で「この請求書は私は作っていない。今初めて見た。これは私が作ったのではない。黒幕がいるんです」との弁でした。

本紙は「それは一体どういうことか、正

直に話して貰えませんか」と尋ねると、「市会議員の矢田松夫議員が『私が作ってやる』ということでお願いした。私は全く見ていません」と。

■さんの弁によれば政治倫理審査会の設置請求は■さんの発案ではなく、矢田議員から言わされたので、それが良い方法だと信じてお願いしたこと。

この事実を話された最後に、■氏は矢田さんに相談するとしながらも、「この申請を取り下げたら森山氏から不足分のお金の回収は諦めなければならないですよね」との問い合わせがありましたので、その問題は全く別問題なのであきらめる必要は全くありませんと説明しました。

本紙は「この矢田議員の関わった政治倫理上の問題と森山議員の金銭問題は別のことです、本紙も森山氏を取材しその言い分は記事にします。しかしこの政治倫理審査会では支払い命令や差し押さえなどの結論を出すことはできません。何故ならその権限は議会にはなく司法機関にしかないからです。なの

で第三者を立て冷静に森山氏の話を聞かれる意思が■さんにある、森山氏に確認しますが彼にもその意思があればいくらでも立会人になります。ただし森山氏がその気はないというならば戦いましょう」と提案させていただきました。

最後に本紙は■氏に「■さん、森山議員との関係ってちょっとしたボタンの掛け違えじゃないですか、森山議員にも間違いなく悪いところがあったと思ってますが、お二人が少し歩み寄れば解決することでこのように事を荒立てる内容に思えません」と率直な感想を伝えたところ、■氏は黙って苦笑いをされてました。

森山氏を取材

森山氏には、■氏に取材を行ったこと。■さんが疑問に思っていること、不信感を持たれていることを説明し、「直接会って冷静に■さんの疑問に対してもしっかりと回答なり説明する意思はあるか」と確認したとこ

本紙としては、両氏が協議の場をもってしっかりと理解されることを求め、見守りながらも、お役に立てるのであれば、この問題解決の一助となるよう取り組む考えでいます。

本当の問題点とは

そして■氏の純粹性を利用し、誰も手の届かないところで操り、何かあっても傷つくのは■氏だけで自分は無傷という、市民を守るべき議員が市民の後ろに隠れて糸を引く行為によって、■氏は大きな失敗を犯すこととなりました。何よりも政治倫理審査会において支払い命令を決定することなどできないことは明確であるにもかかわらず、■さんの知らないことをいいことにそのアクションを起こさせたことは何と説明するのでしょうか。この矢田議員の件については山陽小野田市議会がどのような対応をされるのか、本紙は注視していかなければならないと考えています。

文責：政経フォーラム 21
代表 樋口晋也

本紙は、小さな地元で揉めて「■派」「森山派」のように自治会を二分するのではなく、森山氏も議員としてその誠意を見せるべきではないかとの提案に対して、応じる姿勢を見せていました。

今回の一連のこと、この二人の対立は市民を巻き込みどちらも大きな傷を負うように感じています。

山陽小野田市議会議員政治倫理条例

〔平成24年3月30日
山陽小野田市条例第24号〕

(目的)

第1条 この条例は、山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第27条第2項の規定に基づき、山陽小野田市議会議員（以下「議員」という。）が、政治倫理の確立と向上に努め、主権者である市民の負託に応え、良心と責任感をもって政治活動を行い、公正で開かれ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表として、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

- 2 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。
- 3 議員は、政治倫理に反するような事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと。
- (2) 市民全体の利益をその指針として行動するものとし、その地位を利用して、社会通念を逸脱する金品は授受しないこと。
- (3) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を企業、団体等から受けないこと。また、自身の後援団体についても同様に措置すること。
- (4) 市が行う許可、認可等の処分又は行政指導に関し、正当な理由なく、特定の個人又は団体（以下「特定のもの」という。）に対して、有利又は不利となる取り計らいをしないこと。
- (5) 市又は市の出資法人が締結する請負契約、業務委託契約、物品購入契約その他の契約に関し、正当な理由なく特定のものに対して、有利又は不利となる取り計らいをしないこと。
- (6) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正行使するよう働きかけないこと。

(誓約書の提出義務)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の誓約を行うものとし、議員となつた

日から 1箇月以内に、誓約書を議長に提出しなければならない。

(調査請求権)

第5条 市民(山陽小野田市選挙人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。)

又は議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項に規定する選挙権を有する者の100人以上の者の連署をもって、議員にあっては議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の調査(以下「調査」という。)を請求することができる。

(政治倫理審査会の設置)

第6条 議長は、前条に基づく調査の請求を受けたとき、又は必要があると認めるときは、山陽小野田市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は委員8人で組織し、議員のうちから議長が任命する。
- 3 審査会の委員の任期は、議長に対し付託された事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- 4 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(政治倫理基準違反の審査等)

第7条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 調査請求の適否
- (2) 政治倫理基準に違反する行為の存否
- (3) 政治倫理基準に違反する行為があると認めた場合における審査の請求の対象とされた議員(以下「被審査議員」という。)に対する措置
- 2 審査会は、前項の審査を行うため、被審査議員又は調査請求をした者から事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 審査会は、被審査議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 審査会において、被審査議員の行為が政治倫理基準に違反すると認めた場合の被審査議員に対する措置は、次のとおりとする。この場合において、措置をあわせて講ずるよう決することを妨げない。
 - (1) 議場における議長の注意
 - (2) 議場における謝罪文の朗読
- 6 被審査議員は、審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を自ら講じなければならない。

7 議会は、被審査議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ずるものとする。

(会議の公開)

第8条 審査会の会議は、原則としてこれを公開する。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第9条 審査会は、その議決で秘密会とすることができます。

2 審査会を秘密会とする会長又は委員の発議については、討論を用いないで審査会に諮って決める。

(審査結果の報告)

第10条 審査会は、その審査を終了したときは、速やかに審査結果を議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかにその内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第11条 審査会の委員は、その審査及び審査の結果に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実費弁償)

第12条 第7条第2項の調査請求した者又は同条第4項の関係者が、審査会に出席した場合の実費弁償については、山陽小野田市実費弁償条例（平成17年山陽小野田市条例第46号）の規定の例による。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた議員の行為について適用する。

附 則（平成29年12月7日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。